

ジュリスト No.944 (1989 年 11 月 1 日)

英国の新しいデザイン保護体制

牛 木 理 一

意匠権と著作権の両分野にわたる知的財産の法的保護をめぐる諸問題について、英国ほど研究心と情熱をもって継続的に議論している国はない。

デザイン著作権法 (Design Copyright Act, 1968) の制定以来表立った動きのなかった英国において、1977年3月に突然発表されたのが、登録デザイン法 (Registered Design Act) を廃止する勧告を出した “Copyright and Designs Law; Report of the Committee to consider on Copyright and Designs” であった。「フィットフォード・レポート」と呼ばれたこの報告書以来、長い紆余曲折を経てきた英国におけるデザイン保護の議論も、1988年11月に成立した “Copyright, Designs and Patents Act 1988” (以下、新法という) をもって終止符を打った。この新法は、1989年8月1日から一部分を除き施行されている。

新法は、デザインを保護する方法として、従来から存する著作権と登録デザイン権のほかに「デザイン権 (Design Right)」という新しいデザイン保護制度を導入した。このデザイン権とは、一定のデザインを登録なしに排他的に保護するものである。

新法によると、デザイン (Design) は次の三つの制度によって保護されることになる。

- (1) 著作権による保護 (51条～53条)
- (2) デザイン権による保護 (213条～264条)
- (3) 登録デザインによる保護 (265条～273条)

デザインのこのような新しい保護方法に加えて、タイプフェイス (Typeface) が著作権法によって保護されることになった (54・55条)。

著作権によるデザインの保護

この法律の第1部は「著作権」に関し、第3章は著作権が存在するにもかかわらず著作物に対し第3者が無断で複製することを許される行為として、次の場合を規定する (51条)。

- (1) 美術作品またはタイプフェイス以外のものに関するデザイン (Designs) から物品を製作したり、そのデザインから製作された物品をコピーすることは、そのデザインを記載したデザイン文書 (Designs document) やそのデザインを具現した雛型に関する著作権を侵害することにならない。

1949年登録デザイン法によって保護されない「デザイン」でも、それについて図面があれば、1956年著作権法下で著作物として保護されるから、その図面に基づいて製作された物品も著作物の複製物として著作権法によって保護されることが、Dorling v .Honne Marine, Ltd. And Another 事件(1964年) 以来確立していた。

しかし、登録デザイン法で保護されるデザインが登録から15年間なのに、専ら技術的機能を発揮するとしてデザイン登録を断られる非デザインが、単にその図面が存するからといって、登録なしに作者の生存間及び死後50年間も保護されるということは、いかにも不合理であるという声が産業界から出ていたし、A I P P I の議題に採り上げられたほど国際的にも問題になっていた。前記条項は、このような批判に答えたものである。

- (2) 前項にしたがって、著作権の侵害とならないデザインを一般に提供すること、または映画、放送またはケーブルプログラムサービスに含むことは、著作権の侵害とならない。

- (3) 本条において「デザイン」とは、物品の表面装飾以外の物品の全体または部分の形状または外形 (内部・外部を問わず) の様相に関するデザインを意味する。「デザイン文書」とは、図面、記述、写真、コンピュータに蓄積されたデザイン等の形式を問わず、デザインに関する記録を意味する。

「デザイン」についての定義は、各保護制度によって異なる。物品の表面装飾を著作権から除外したのは、そのような表面装飾自体は美術品となるからである。

また、物品の全体のみならず部分についても、また物品の内部についても保護に対象としていることは注目される。

商品化権の保護

美術作品が著作権者自身またはその被許諾者によって、(a)美術作品のコピーが工業的手段によって物品に製作され、(b)その物品を英国その他の国で流通においた場合、その物品が最初に販売された年の終りから25年間だけは物品化し

たものを著作権法によって保護することにした（５２条）。

これは、１９６８年デザイン著作権法にとって代わる新しい規定である。１９６８年法は、１９５６年著作権法の第１０条が、著作権者またはその被許諾者が著作権のある美術作品を物品に利用し、その物品の販売等をした場合は、その後、第三者がそれと同一の物品を著作権者の許諾を得ずに制作して販売等をして、もはや著作権の効力は及ばないと制限していたのを廃止し、登録デザイン法により登録していなくても登録したと同様の１５年間は、デザイン著作権として保護するとしていた。

新法はこの１９６８年法を廃止し、右のような場合の規定を再び著作権法に組み入れ、物品に利用される美術作品を応用美術作品と考え、これを通常の著作権に与えられる存続期間ではなく２５年間としたのである。これによって、英国はベルヌ条約パリ・アクト第７条４項（応用美術作品の保護期間）の規定を充足することができたから、パリ・アクトを批准することになるだろう。

この条項は、漫画キャラクターの商品利用の場合の商品化権に関する規定でもあるから、商品化権についても何の制約もせず、通常の著作権の享受を許しているわが国の関係者は、英国においては注意すべきである。英国のこの保護方法は、商品化権問題の法的解決を考える今後の国際的トレンドとなるであろう。

タイプフェイスの保護

英国は、タイプフェイス（Typeface 印刷用文字書体）について、美術作品の一種と考えて著作権によって保護することにした。これによって英国は、「タイプフェイスの保護に関するウィーン協定（１９７３年）」を、フランス（１９７６年）、西ドイツ「１９８１年」につぐ３番目の国として批准するだろう。この協定は、５カ国の批准または加入があれば発効することになっている。

新法はまず、次のような行為をすることは、タイプフェイスのデザインから成る美術作品に関する著作権の侵害とはならないと規定する。

- (A) 通常の方法で、タイプしたり、文を作成したり、植字したり、印刷する方法で、当該タイプフェイスを使用すること、
- (b) このような使用の目的のために、当該タイプフェイスの物品（活字、植字文字盤、ROM等）を所持すること、
- (C) このような使用によって製作された資料を利用すること。

そして、これはその作品の侵害コピーである物品が使用されている場合にも該当する。

しかし、前項に記述する資料の作成が、特定のタイプフェイスデザインから成る美術作品の著作権を侵害するものである場合には、そのタイプフェイスを、資料を作成するために特別にデザインしたり、採択した物品を製作し、輸入し、取り扱い、またはそれらを取り扱うためにそのような物品を所持する者に適用する。

タイプフェイスのデザインに関する保護期間は、著作権者またはその被許諾者が右のような物品を最初に流通してから25年間である。したがって、その期間満了後は、そのタイプフェイスのデザインと同様の物品を製作するためのいかなる行為、およびそのようにして製作された物品についてのいかなる行為も、その作者の著作権を侵害しない。

前項の「流通した (marketed)」の意味は、英国またはその他の場所において、販売、賃貸または販売・賃貸のために提供または陳列することをいう。

デザイン権によるデザインの保護

新法で新設された「デザイン権」とは、独創的なデザイン (original design) に存する所有権 (property right) であると規定する (213条(1))。本条において「デザイン」とは、物品の全体または部分の形状または外形 (内部または外部を問わず) の様相に関するデザインを意味する。しかし、デザイン権は、次のものにはない。

- (a) 構造の方法または原理
- (b) 次のような物品の形状または外形の特徴
 - () その物品を他の物品に、いずれの物品もそれぞれの機能を果たすことができるように、結合したり、配置したりさせる物品。
 - () デザイナーによって必須部分を構成することを意図されている他の物品を外観に依存する物品。
- (c) 表面的な装飾

デザインは、その創作時に問題のデザイン業界においてありふれた平凡なものであれば、「独創的 (original)」とはいえない。

デザイン権は、そのデザインがデザイン文書に記載されなければ、またはそのデザインによる物品が製作されるまでは、発生しない。

このように、デザイン権とは非登録デザイン権であり、登録なしに原始的に発生する所有権である。

このデザイン権の存続期間は、次の場合のいずれかである。

- (a) そのデザインが、デザイン文書に最初に記録された年またはそのデザインを最初に物品に製作した年の終りの、いずれか早い方から起算して15年間。
- (b) そのデザインを製作した物品が、その製作年の終りから5年以内に流通におかれた場合は、最初にそれを流通においた年の終りから10年間。流通におかれた物品とは、デザイン権者自身または被許諾者が世界中のどこかで流通においたことをいう。

デザイン権者になる資格のある者は、次のとおりである。

- (1) 「資格ある個人」とは、有資格国の国民または住人である。
- (2) 「有資格国」とは、次の国をいう。
 - (a) 英国
 - (b) 239条に基づく政令によって拡張する国
 - (c) EECの他の加入国
 - (d) 240条に基づく政令によって拡張する相互保護による指定国（日本がこの指定国となるかは今後の問題である）

デザイン権者は、英国内において、そのデザインを物品に製作することによって、またはそのデザインを物品に製作せしめるために記録するデザイン文書を作成することによって、そのデザインを商業的目的のために実施する排他権をもつ。

そのデザインを物品に製作することによるデザインの実施とは、そのデザインどおりにまたは実質的に変わらずに物品を製造することによってそのデザインをコピーすることをいう。デザイン権は、デザイン権者の許諾なしにデザイン権者の排他権を犯すならば侵害となる。

この新しいデザイン権制度が、今後のデザイン保護の国際的潮流になるかどうかは疑問である。

登録デザイン権によるデザインの保護

「登録デザイン法（Registered Designs Act 1949）」は、わが国も意匠法に相当する法律であるが、新法によって部分的に改正された。

1949年法の第1条は、同法で登録対象とするデザインについて規定し、その(3)項に「デザイン」を定義している。ところが、新法では、第265条の(1)項において、49年法の第1条(1)項を次のように改正した。

本条において、「デザイン」とは、工業的手段によって、物品に適用される形状、外形、模様または装飾の特徴であり、肉眼に訴えかつ判断できる完成品における特徴である。但し、次のものは含まない。

(a) 構造の方法または原理

(b) 物品が果たす機能にのみ向けられている物品の形状や外形、または他の物品の重要部分を構成することを意図した外観に依存する物品の形状や外形

この(1)項本文の規定で注目すべきは、旧規定の“**appeal to and are judged solely by the eye**”から、“**solely**”の語が消えたことである。物品上の形態は、「専ら」視覚に訴えかつ視覚によって判断されるものでなくて、他の要素の介入も事実上あり得ることを認め、厳格に視覚にのみ頼ることを放棄したものと思われる。

しかし、同じ“**solely**”でも“**feature of shape or configuration of an article which are dictated solely by the function which the article has to perform**”の中の“**solely**”は残った。ということは、当該物品がその性質上本来有する機能を専ら発揮するために決定される形状は、新法によっても依然として保護の対象外となる。

同条の(2)項は、1949年法の“**a design shall not be registered unless it is new or original**”とある規定から、“**or original**”を削除した。

従来から“**new or original**”とは、選択的な要件なのか両法を含む要件なのか、必ずしも明確ではなかったようで、この両語間に実務上の違いを見出すことは困難であった。特許庁では両語は区別されることなく、出願されたデザインが“**new**”かどうか専ら判断されていた。

新法は、49年法のこのような曖昧な用語の使用を避け、実務に合わせて“**new**”のみを要件として規定した。しかし、英国の登録デザイン法が、デザインの保護要件から“**original**”を外したことは、表面的には容易であったように見えても、この結論に至るまでには長い時間と議論の道程があったものと思われる。ということは、“**new or original**”の要件から、“**new**”を残し“**original**”

を外したことは、登録デザイン法によるデザインの保護について、決定的な哲学的転機をみたと筆者は考える。

英国は、登録デザイン法によるデザインを伝統的に「著作権アプローチ (Copyright approach)」で保護してきた。それは、わが国でいう意匠権を、英国は“Copyright in Industrial Designs”と称してきた歴史を見てもわかる。ところが、新法では、“The Right in a Registered Design”と改正し、名実ともに著作権色を払拭し、明確に特許アプローチ (Patent approach) の立場をとった。

そこで、登録デザイン法で“new”とはどういう状態を意味するかということ、デザインが次のような場合には、“new”であるとみられないと規定する。

- (a) そのデザインが、先願に係る同一物品または他物品に関して登録されたデザインと同一である場合、
- (b) そのデザインが、その出願日前に同一物品または他物品に関して、英国内において公表されたデザインと同一である場合、

または、このようなデザインとは、重要でない細部や取引上通常行われる変形である形態においてのみ異なる場合。

では、“original”は専ら著作権法の用語としてその故郷へ戻されてしまったのかといえ、実はそうでもなかった。これは、前述の「デザイン権」において、同権の保護対象となったのである。

なお、政府は適当と考える基本的文芸的美術的な正確を有する物品のデザインを、登録デザイン法に基づく登録から除外することを規則によって定めることができるとした。これらの除外物品に利用されるデザインは、1956年著作権法による保護の対象となる。

ちなみに、1949年デザイン規則の26条には、登録デザイン法による登録対象から次のものを除外している。

工業的手段によって量産される模型または模様として使用されまたは使用を意図された鋳型または模型以外の彫塑彫刻作品。

壁掛け額、メダル。

ブックカバー、カレンダー、証書、クーポン券、洋服紙型、挨拶状、リーフレット、地図、設計図、葉書、切手、商業広告、商業用紙、カード、土地転写図などの印刷物。

デザインの登録がなされると、登録された所有者に、そのデザインまたは実質的に相異しないデザインを利用した物品について、排他権 (the exclusive right) が与えられる。

登録デザイン権は、最初そのデザインの登録日から5年間存続し、さらにその延長を申請しかつ所定の更新料を支払って、5年毎に4回の最高25年まで延長することができる。英国においては、出願日が登録日となる。

登録デザイン権の存続期間を最高25年としたことは、著作権法の改正によって規定された第52条と関係する。この規定は、前述したように、著作権物が後日に物品にデザインとして利用された場合の保護期間を、物品が最初に販売された年の終りから25年としたが、登録デザイン権の保護期間は、この応用美術(商品化)作品の著作権の保護期間と一致する。

ここにわれわれは、量産品である応用美術作品とデザインとが共通基盤を有しているものであることを理解することができる。これは、両者の保護のあり方を長年にわたり研究論議してきた英国の当然の帰結であるといえる。

< 付 記 >

米国では現在、装飾的デザインについて、登録を要件として10年間保護するデザイン著作権法案が2人の議員によって下院に提出されており、今秋公聴会が開かれる予定である。このような法案はかなり古くから国会の開会毎に提出され、1984年に成立した半導体チップ保護法の範となったほどである。ただ当時の米国産業界における重要性と緊急性が、工業デザインよりもチップの保護のための立法化に走らせたといえよう。今回提出されている2つの法案には、いずれもタイプフェイスの保護を含んでいることが新しい。これも、英国の新法が影響を与えていることは間違いない。

一方、わが国においてデザインの簡易な保護方法について考えると、英国におけるような無登録によるデザイン権の保護制度よりも、米国におけるような無審査による有登録(但し、特許庁における)制度を導入し、出願人の選択により従来の有審査による登録制度と両立させることの方が、国民性に適合するように思われる。

しかし、この登録制をとること以外は、英国のようなデザイン権制度の採用は、意匠権の発生の迅速化が実現するから、特に流行性の強いデザイン業界からは歡

迎されるだろう。またそうなれば、わが国も英国におけるデザイン権による保護を享受できる資格国と指定されるだろう。もし米国において右の法案が成立することになれば、米国は当然、英国のデザイン権による保護の資格国となるだろう。

今やわが国においても、現行の意匠登録制度の行き詰まりを打開する抜本的な改正がなされるべきである。